

新型コロナウイルスの抜本的な対策を求める意見書

新型コロナウイルスの感染が急速に拡大し、淡路島でも感染者が確認された。

今後、まったく予断は許されず緊迫した状況が続くことが予測される。

国民生活への影響は計り知れず、経済活動においては観光飲食業などの経営危機が急速に進み、農畜水産業への打撃も広がっている。児童の心身のストレス、保護者の負担も増しており、高齢者施設や医療施設をはじめ、市民の健康不安や危機意識は増すばかりである。国の対策も遅れがちであり政府に対して国民からの対策強化の要望は強くなっている。

国民生活に広がる不安を解消し、命とくらしを守る手立てを機動的、効果的に行うよう以下の項目に取り組みられるよう国に対し要望する。また、併せて県においても国に対して強く要望していただきたい。

- 1) 諸外国で行われ、効果が上がっているPCR検査を幅広く実施し、新型コロナウイルスの感染状況を正確に把握し、感染拡大を効果的に防ぐよう早急に手立てを打つこと。感染経路不明、クラスター頻発の現状を打開し、医療崩壊をこれ以上拡大させないことを取り組みの軸に明確に据えること。
- 2) 外出自粛などにより、営業に大きな打撃を受けている事業者への救済及び営業補償並びに従業員の雇用維持対策を国の責任で確実に行うこと。
また、休業要請により営業を自粛している店舗の休業中の賃借料等固定経費を支援する制度を拡充すること。
- 3) 新型コロナウイルス感染が収束するまで、経営維持に努める事業者に無利子無担保の融資を適時的確に行い、返済猶予、返済期限を長期に措置すること。
- 4) ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。

また、マスク、防護服、検査キット等の医療物資が不足しているが、国の責任において必要量の確保に努めること。

- 5) 学校現場における休業等による児童・生徒の影響を最小限にとどめるため、教育機関等に対して適切な支援策を講じること。
- 6) 感染者が安心して療養できる一時療養施設及び保護者が入院するなどして子どもを養育できない場合の一時預け先施設等を確保するための施策を講じること。
- 7) 地方自治体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和2年5月1日

兵庫県南あわじ市議会議長 熊 田 司

意見書提出先

衆議院議長	大島理森様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
参議院議長	山東昭子様 〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1
内閣総理大臣	安倍晋三様 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
財務大臣	麻生太郎様 〒100-8940 東京都千代田区霞ヶ関 3-1-1
総務大臣	高市早苗様 〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2
文部科学大臣	萩生田光一様 〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2
厚生労働大臣	加藤勝信様 〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
経済産業大臣	梶山弘志様 〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
内閣官房長官	菅義偉様 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
内閣府特命担当大臣	西村康稔様 〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
兵庫県知事	井戸敏三様 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
兵庫県教育長	西上三鶴様 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1